



人員配置セミナー



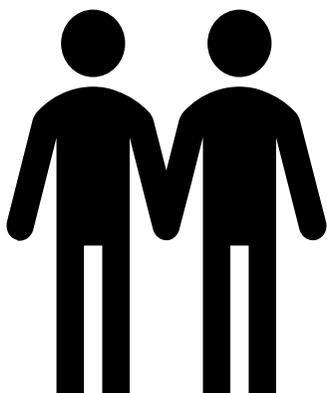
基本の人員配置基準とは (※令和6年4月法改正後)



はぐめいと

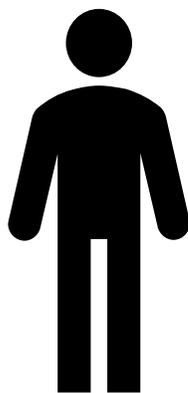
利用者が10人以下の場合

常勤



管理者
and
児童発達支援管理責任者
(兼務でも可)

常勤

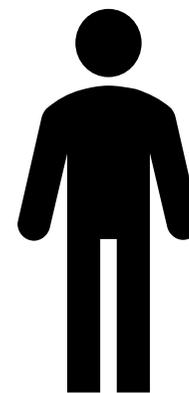


保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

常勤

or

非常勤



保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

※サービス提供
時間内

※機能訓練担当職員とは
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、
心理指導担当職員などが該当します。

※機能訓練担当職員などを基本人員配置に含める場合は、
半数以上が保育士または児童指導員である必要があります



サービス提供時間に配置とはなにか (※令和6年4月法改正後)

例えば、10:00~19:00が営業時間 (休憩 : 60分)

14:00~18:00がサービス提供時間だとすると・・・

10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00

常勤
管理者
and
児発管
(兼務でも可)

常勤
保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

営業時間

サービス提供時間に配置とは、
この時間に配置されていればOK!
という考え方です。

サービス提供時間

常勤 or 非常勤

保育士
or
児童指導員
or
機能訓練担当職員

複数人で
配置しても
OK!



人員配置計算について（※令和6年4月法改正後）

人員配置計算には下記のパターンがあります。

月ごと（4週間）での計算方法
1日～28日までで計算

月ごと（5週間）での計算方法
1日～31日までで計算

日ごとの計算方法
その日1日ごとで計算

人員配置の計算方法は
自治体によって異なるため、
必ず自治体にご確認ください。

※本内容は国の統一ルールに基づき
ご案内をします。

自治体によっては
独自のルール・解釈がある場合が
ございますのでその際は
自治体の指示に基づいた対応・運用を
お願い致します。



月ごと（4週間）での計算方法 （※令和6年4月法改正後）



月ごと（4週間）での計算方法（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	放課後等デイサービス		事業所名														第5週	4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間			
定員	10	基準上の必要職員			旧童指導員 保育士 2名												28					29	30	
																			土	日	月			
<p>次はサービス提供時間を計算し、2人目の指導員がその時間で勤務できているかどうかを確認！</p>																								
児発管 兼 管理者	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40				
児童指導員 (常勤)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40				
児童指導員 (常勤)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40				
サービス提供時間	平日	14:00~18:00		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	80時間						
	休日																							
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分		1週: 40時間00分		変形労働時間制 無 (1か月単位・1年単位)												対象職種:		労基届出					
変形期間(当月1日が属する期間を記載):																			月 日~		左の期間の常勤の勤務すべき時間数:		時間 分)	

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		備考
	専従・兼務の別	専従	兼務	専従	兼務		
常勤(人)	①	②		1	2		←適宜、該当の職種を記載
非常勤(人)	③	④					
当該職種の勤務延べ時間数			160	320			←4週(又は1月)の合計数
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160	160			←4週(又は1月)の合計数
常勤換算後の人数			1.0	2.0			←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

**サービス提供時間
4時間×20日 = 80時間**



月ごと（4週間）での計算方法（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月!

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名																																	
定員	10人	基準上の必要職員数					児童指導員、保育士 2名																																		
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週					4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間
					1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日							
児発管 兼 管理者						8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40						
児童指導員 (常勤)						8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40						
児童指導員 (常勤)						8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40						
サービス提供時間	平日	14:00~18:00			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4											
	休日																																								
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分		1週: 40時間00分		変形労働時間制							1か月単位・1年単位							対象職種:					労基届出																	
変形期間(当月1日が属する期間を記載):					月 日~ 月 日							勤務すべき時間数:							時間(分)																						

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士	
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1	2			
非常勤(人)	③	④						
当該職種の勤務延べ時間数			160		320			
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160			
常勤換算後の人数			1.0		2.0			

もし利用人数が11人以上になる場合は、サービス提供時間に指導員を追加しなければならない!

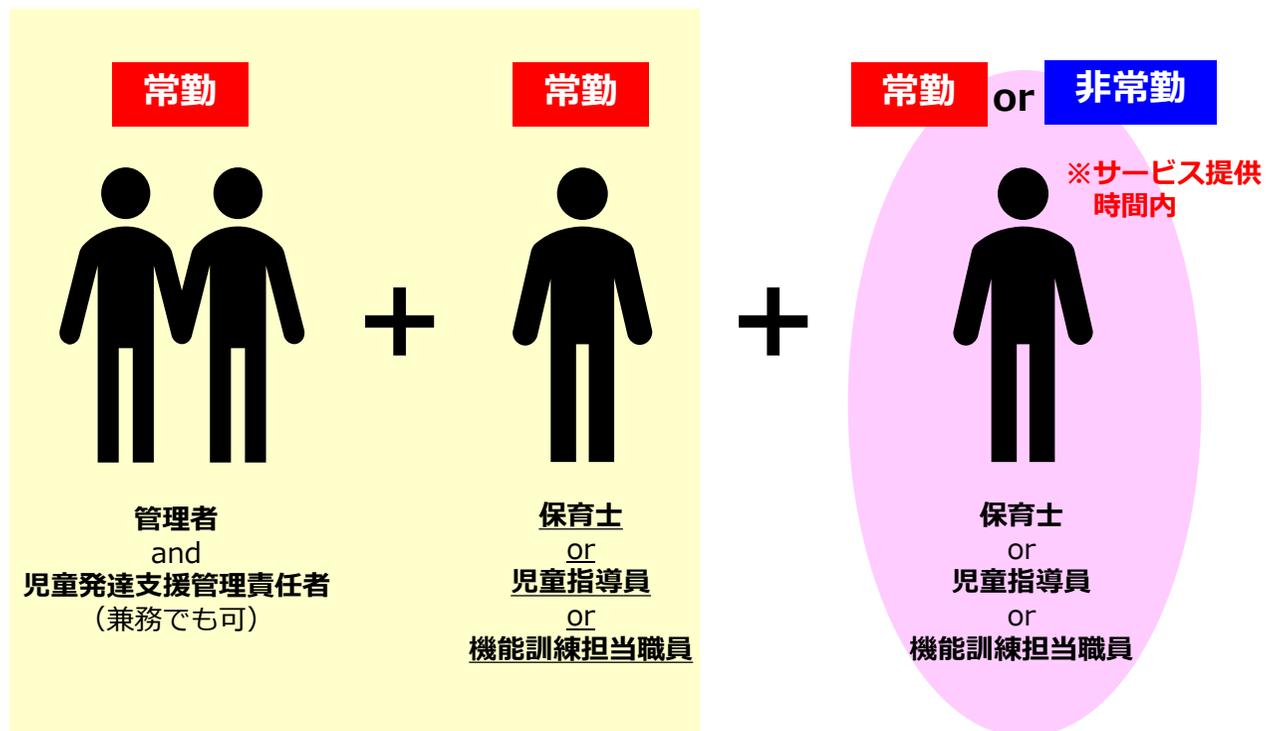
1月)で勤務



11人以上利用者いる場合の考え方（※令和6年4月法改正後）

利用者が10人までの場合

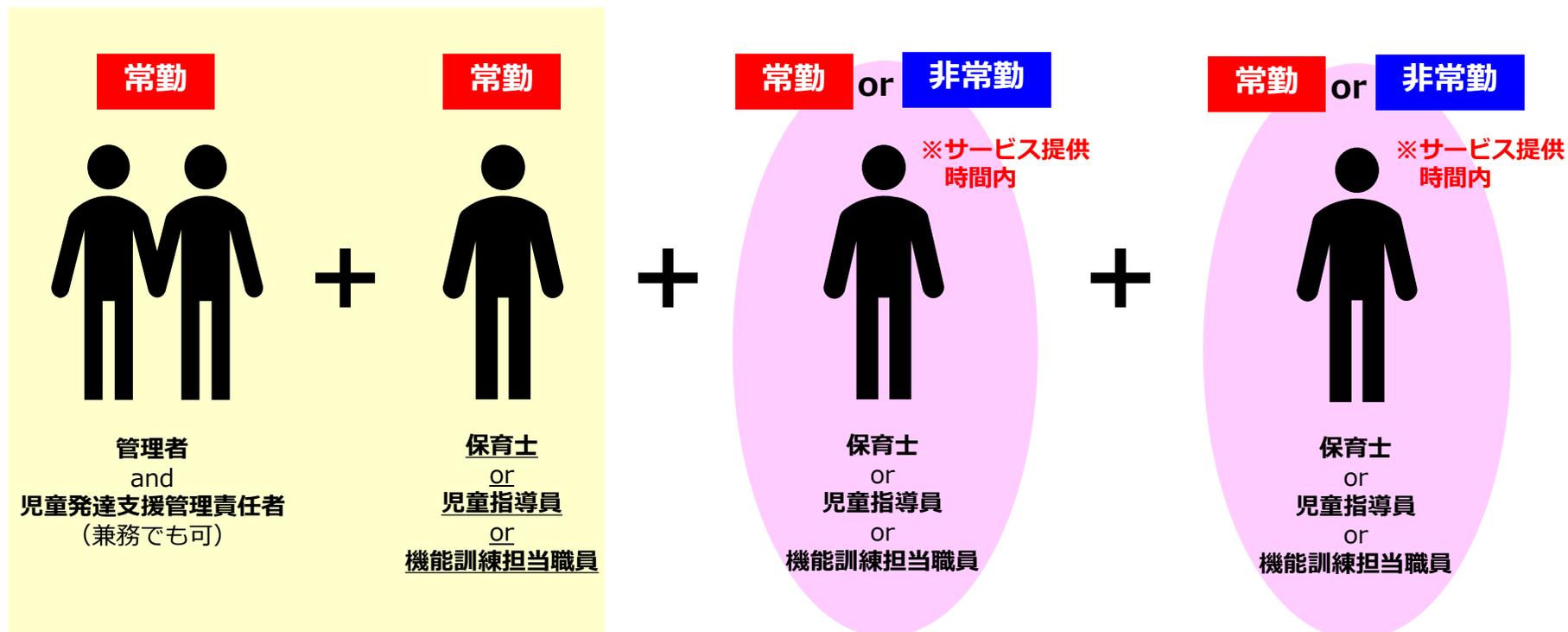
10人までのご利用の場合はこの配置でOK！



11人以上利用者いる場合の考え方（※令和6年4月法改正後）

利用者が11人～15人の場合

11人以上ご利用される日はこの人員配置となる！



配置が必要なサービス提供時間の考え方（※令和6年4月法改正後）

職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	編集	休み
児発管 管理者	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
職種別出勤者数																													
施設申し込み人数	0	10	6	7	11	7	0	0	7	7	3	7	5	0	0	7	8	4	7	4	0	0	6	7	6	6	5	0	
サービス提供時間	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0

基本人員に配置が必要なサービス提供時間について

10人までのご利用であれば赤枠の中を足していただいた合計時間が配置に必要な時間数となる。



配置が必要なサービス提供時間の考え方（※令和6年4月法改正後）

職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	
児発管 管理者	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
職種別出勤者数																													
施設申し込み人数	0	10	6	7	11	7	0	0	7	7	3	7	5	0	0	7	8	4	7	4	0	0	6	7	6	6	5	0	
サービス提供時間	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0

今回の例の場合は、
サービス提供時間が一日4時間、開所日数が20日

4時間×20日 = **80時間** ← これが2人目の保育士または児童指導員の方が
ひと月（4週）で勤務しておくべき時間となる



配置が必要なサービス提供時間の考え方（※令和6年4月法改正後）

職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	編集	休み
児発管 管理者	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み
職種別出勤者数																													
施設申し込み人数	0	10	6	7	11	7	0	0	7	7	3	7	5	0	0	7	8	4	7	4	0	0	6	7	6	6	5	0	
サービス提供時間	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0

4

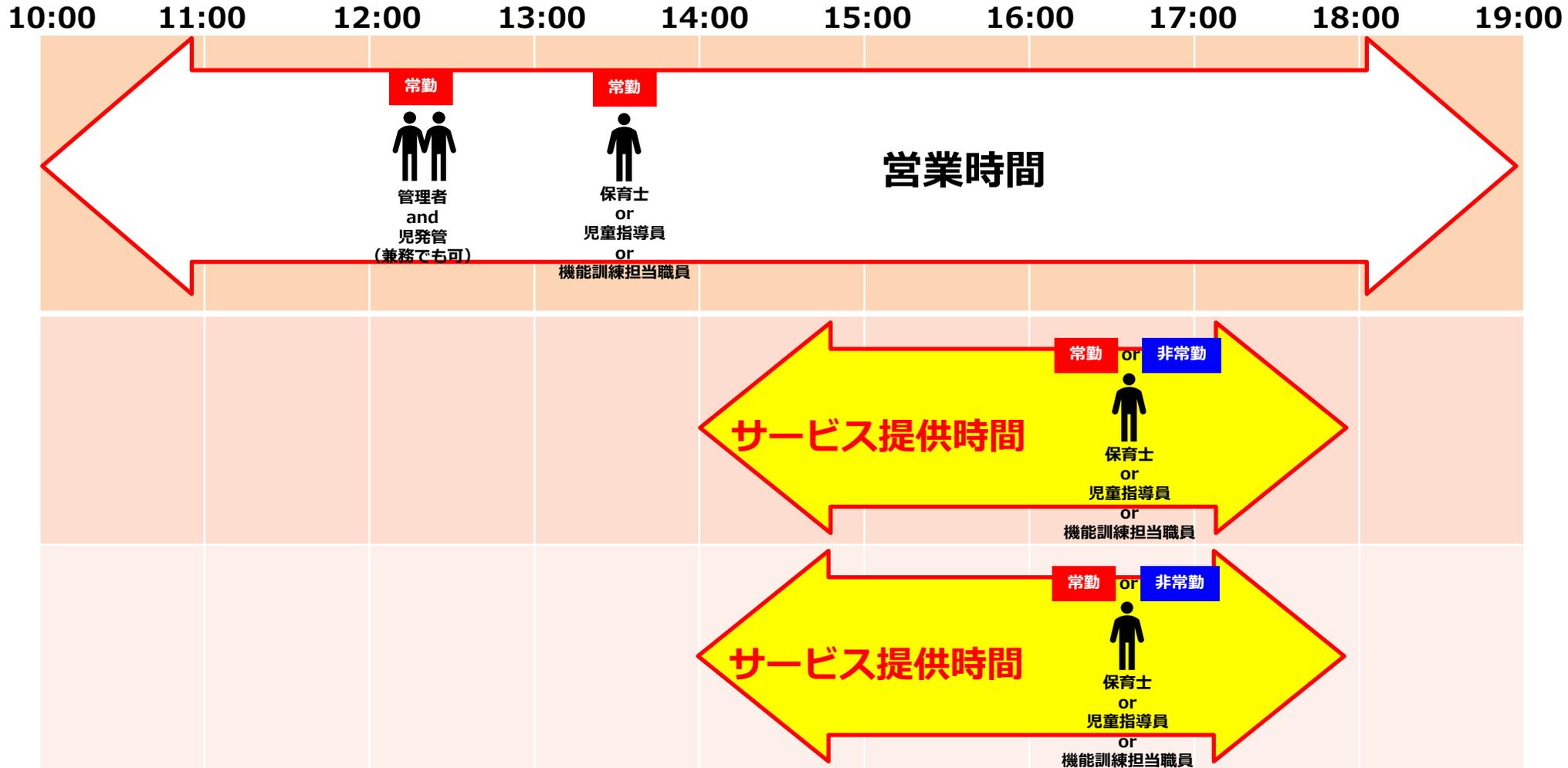


ただし・・・
**利用者が10人を超える場合は、
 その日のサービス提供時間をさらに足さないといけなくなる！**



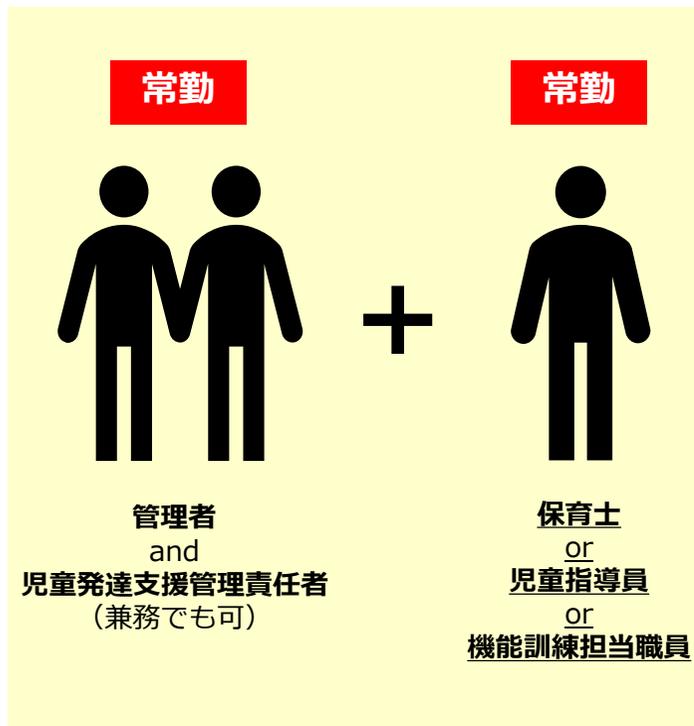
11人以上利用者がいる場合の考え方 (※令和6年4月法改正後)

- ※1 営業時間 : 8時間 (10:00~19:00) 休憩60分
- ※2 サービス提供時間 : 4時間 (14:00~18:00)



11人以上利用者がいる場合の考え方（※令和6年4月法改正後）

- ※1 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
- ※2 サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）



8時間勤務



4時間勤務



4時間勤務

この日に配置が必要な時間数は、

営業時間 : 8時間

サービス提供時間 : 4時間 + 4時間 = 8時間



11人以上利用者いる場合の考え方（※令和6年4月法改正後）

職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	休み	休み	編集	編集	編集	編集	編集	編集	休み
児発管	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	
管理者	休み						休み	休み						休み	休み						休み	休み						休み	
児童指導員	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み	
																	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8	8	8	8	休み

11人以上利用している日がある場合のサービス提供時間の計算の仕方はこのようになる！

施設申し込み人数	0	10	6	7	11	7	0	0	7	7	3	7	5	0	0	7	8	4	7	4	0	0	6	7	6	6	5	0
サービス提供時間	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0

①

② 4

例) サービス提供時間 : 4時間 4時間×20日 = 80時間・・・①
 開所日数 : 20日 4時間×1日 = 4時間・・・②
 11人を超えた日 : 1日 ① + ② = 84時間

複数人で配置してもOK!

これが基本人員でサービス提供時間に配置が必要な時間数



月ごと（4週間）での計算方法（※令和6年4月法改正後）

- ※1 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
- ※2 サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）

これらを踏まえたうえで計算すると

利用人数が10人以内で収まっていた場合

常勤の勤務すべき時間数 : 160時間
配置が必要なサービス提供時間 : 4時間×20日 = **80時間**

・ 営業日数 : 20日

利用人数が11人以上の日があった場合

常勤の勤務すべき時間数 : 160時間
配置が必要なサービス提供時間 : 4時間×21日 = **84時間**

・ 営業日数 : 20日
・ 11人以上利用した日 : 1日

基本人員の
配置に必要な時間が
違ってくるので注意！



常勤の勤務すべき時間数の考え方 (※令和6年4月法改正後)

参考様式 5

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

※変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	放課後等デイサービス				事業所名		第1週		第2週		第3週		第4週		第5週	4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																		
	定員	10人	基準上の必要職員数		児童	2名	1	2	3	4	5	6	7	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
児発管 兼 管理者					40時間				40時間				40時間				40時間				160	40															
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8				8	8	8	8									160
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8			8		8	8	8				8	8	8	8			8	8	8	8								160
サービス提供時間	平日	14:00~18:00			4	4	4	4	4			4	4	4	4				4	4	4	4			4	4	4	4									
	休日																																				
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分		1週: 40時間00分		変形労働時間制				無				1か月単位				1年単位				対象職種:				労基届出												
変形期間(当月1日が属する期間を記載):				月 日~ 月 日																																	

そもそも常勤の勤務すべき時間数とは・・・
7日ずつで区切って4週間に分けている!

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員
	専従・兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
常勤(人)	①	②		1	2				
非常勤(人)	③	④							
当該職種の勤務延べ時間数			160	320					
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160	160					
常勤換算後の人数			1.0	2.0					

←4週(又は1月)の合計数
←4週(又は1月)の合計数
←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

常勤の勤務すべき時間数が短くなるケースについて（※令和6年4月法改正後）

参考様式5
【児童福祉法】

従事

新月

**ゴールデンウィークやお盆休みは
1週間に40時間も営業日数がないケースも考えられる**

サービス種類	放課後等デイサービス										氏名	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																						
	定員	10人	基準上の必要職員数		勤務形態	実務経験	資格等																																			
職種	10人	基準上の必要職員数		勤務形態	実務経験	資格等	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
児発管 兼 管理者								8	8					8	8	8			8	8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8					144	36		
児童指導員（常勤）								8	8					8	8	8			8	8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8					144	36		
児童指導員（常勤）								8	8					8	8	8			8	8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8					144	36		
サービス提供時間	平日	14:00~18:00		4	4									4	4	4	4			4	4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4							
	休日																																									
常勤職員の勤務すべき時間数	1日： 8時間00分		1週： 40時間00分																																							
変形期間（当月1日が属する期間を記載）：																																										

**この場合は
「1日に勤務すべき時間数」×「営業していた日数」
を計算してその週の勤務すべき時間数を出す！**

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理	
	専従・兼務の別	専従	兼	
常勤（人）	①	②		
非常勤（人）	③	④		
当該職種の勤務延べ時間数			144	
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			144	
常勤換算後の人数			1.0	

←勤務延べ時間数÷常勤が4週（又は1月）で勤務すべき時間数



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

参考様式 5

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

【児童福祉法】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

サービス種	放課後等デイサービス	事業所名	放課後等デイサービス
-------	------------	------	------------

注意点②

ひと月の勤務すべき時間数を超えた時間分は人員配置の計算に含めることはできない

職 験	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	合計	時間	初任の職名	勤務時間
児発管 兼 管理者			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	192	48		
児童指導員 (常勤)			8	8		8	8			8	8		8	8			8	8		8	8			8	8		8	8	160	40		
児童指導員 (常勤)			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40		
児童指導員 (非常勤)			4		4	4	4			4		4	4			4		4	4			4		4	4	68	17					
サービス提供時間	平日	14:00~18:00		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4									
	休日	14:00~18:00						4										4														
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分 1週: 40時間00分		変形労働時間制		無 (1か月単位・1年単位)		対象職種:		労基届出																							
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日~		月 日		左の期間の常勤の勤務すべき時間数:		時間 分)																								

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等		←適宜、該当の職種を記載
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)	①	②		1	1	1									
非常勤(人)	③	④			1										
当該職種の勤務延べ時間数			192		38										
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		16										
常勤換算後の人数			1.2		2.1										

次のページから具体例を出してご説明いたします! ➡



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

- ※1 営業時間 : 8時間 (10:00~19:00) 休憩60分
- ※2 サービス提供時間 : 7時間 (11:00~18:00)

職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	休み	編	編	編	編	編	休み	休み	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編
管理者	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8																		
児発管	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8																		
児童指導員	休み	8	8	8	8	8	休み	休み	8	8																		
児童指導員	休み	8	8	9	8	8	休み	休み	8	9				み	み						み	み						み
児童指導員	休み						休み	休み		7	7			休み	休み		7	7			休み	休み		7	7			休み
職種別出勤者数																												
施設申し込み人数	0	12	10	12	12	11	0	0	11	10	10	10	9	0	0	11	11	10	11	8	0	0	10	10	11	10	10	0
サービス提供時間	0	7	7	7	7	7	0	0	7	7	7	7	7	0	0	7	7	7	7	7	0	0	7	7	7	7	7	0
		7		7	7	7			7							7	7		7							7		

今回の具体例は下記の条件でご案内いたします。

- ・ 10人定員の施設
- ・ 営業時間 : 10:00~19:00 (60分休憩)
- ・ サービス提供時間 : 11:00~18:00
- ・ 4週間の計算方法での確認

※11人以上の利用日はわかりやすいように色を付けております。



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

参考様式 5

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

【児童福祉法】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名		放課後等デイサービス							4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																			
	定員	10人	基準上の必要職員数					児童指導員、保育士 2名																															
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
					日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
児発管 兼 管理者							8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8								160	40			
児童指導員 (常勤)							8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8								160	40			
児童指導員 (常勤)							8	8	9	8	8				8	9	8	8	8				9	8	8	9	8								165	41.2	多機能・児童指導員	160	
児童指導員 (非常勤)														7	7								7	7											42	10.5			
サービス提供時間		平日		休日																																			
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分		1週: 40時間00分																																			
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日		月 日																																			

まずは常勤の勤務すべき時間数を確認!

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等		←適宜、該当の職種を記載
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)	①	②		1		1									
非常勤(人)	③	④				1									
当該職種の勤務延べ時間数			160		367										←4週(又は1月)の合計数
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160										←4週(又は1月)の合計数
常勤換算後の人数			1.0		2.2										←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

参考様式E

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

次に配置が必要なサービス提供時間を確認!

※11人以上利用している日は色を付けています

表(予定表) (2024年 09月分)

職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	放課後等デイサービス																														4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間			
					第1週							第2週							第3週							第4週							第5週								
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
児発管 兼 管理者					8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8					160	40					
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8					160	40					
児童指導員 (常勤)					8	8	9	8	8			8	9	8	8	8			9	8	8	9	8			8	8	9	8	8					165	41.2	多機能・児童指導員	160			
児童指導員 (非常勤)												7	7					7	7						7	7								42	10.5						
サービス提供時間		平日	11:00~18:00		7	7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7	7	7	7											
		休日																																							
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分		1週:																																					
変形期間 (当月1日が属する期間を記載):																																									

サービス提供時間 7時間×20日 = 140時間 ①

11人を超えた日 7時間×9日 = 63時間 ②

配置が必要なサービス提供時間

① + ② = 203時間

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責	
	専従・兼務の別	専従	兼務	
常勤 (人)	①	②		1
非常勤 (人)	③	④		
当該職種の勤務延べ時間数			160	
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160	
常勤換算後の人数			1.0	



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

参考様式 5

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月!

サービス種類	放課後等デイサービス				事業所名	放課後等デイサービス				他事業所での合計勤務時間								
	定員	10人	基準上の必要職員数															
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名														
児発管 兼 管理者					8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40		
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8	8	8				165	41.2	多機能・児童指導員	160
児童指導員 (非常勤)															42	10.5		
サービス提供時間	平日																	
常勤職員の勤務すべき時間数	1日:	8時間00分	1週:															
変形期間 (当月1日が属する期間を記載):																		
従業員の職種・員数	職種		児童発達支援管理責															
	専従・兼務の別		専従	兼務														
常勤 (人)	①	②		1														
非常勤 (人)	③	④																
当該職種の勤務延べ時間数			160															
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160															
常勤換算後の人数			1.0															

注意点②

勤務すべき時間数を超えて勤務している場合
超えている部分は人員配置の計算に含めることはできない

165時間 + 42時間 = 207時間

次に2人目以降の指導員の勤務時間を見ていく！
今回の例は足りていそうに見えるが・・・

サービス提供時間 7時間×20日 = 140時間 ①

11人を超えた日 7時間×9日 = 63時間 ②

配置が必要なサービス提供時間

① + ② = 203時間



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

参考様式 5

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月!

【児童福祉法】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名	放課後等デイサービス							4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																											
	定員	10人	基準上の必要職員数						児童指導員、保育士 2名																																					
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30												
					日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
児発管 兼 管理者							8	8	8	8	8																																			
児童指導員 (常勤)							8	8	8	8	8																																			
児童指導員 (常勤)							8	8	9	8	8			8	9	8	8	8			9	8	8	9	8			8	8	9	8	8								165	41.2	多機能・児童指導員	160			
児童指導員 (非常勤)														7	7						7	7						7	7											42	10.5					
サービス提供時間		平日	11:00~18:00				7	7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7	7	7			7	7	7	7																
		休日																																												
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分		1週: 40時間00分		変形労働時間制							無 (1か月単位・1年単位)							対象職種:							労基届出																			
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日~		月 日		左の期間の常勤の勤務すべき時間数:							時間 分)																																	

よってこの指導員は165時間勤務しているが、160時間として計算しなくてはならない!

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等	
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1	1	1								
非常勤(人)	③	④				1								
当該職種の勤務延べ時間数			160		367									
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160									
常勤換算後の人数			1.0		2.2									

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数+常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



人員配置の計算の際の注意点 (※令和6年4月法改正後)

参考様式 5 *変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

(児童福祉法) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

サービス種類	放課後等デイサービス					事業所名	放課後等デイサービス					4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間									
	定員	10人	基準上の必要職員				児童指導員(保育士)2名																	
職種	勤務形態	実務経験	第1週					第5週																
			26	27	28	29	30	26	27	28	29	30												
			木	金	土	日	月																	
児発管 兼 管理者			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40					
児童指導員 (常勤)			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8							
児童指導員 (常勤)			8	8	9	8	8	8	9	8	8	8	9	8	8	9	8	8	8	9	8	8	160	
児童指導員 (非常勤)								7	7				7	7				7	7				42	
サービス提供時間	平日	11:00~18:00	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7							
常勤職員の勤務すべき時間数	1日:	8時間	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">人員配置の計算に含まれるのは 常勤の勤務すべき時間数までの時間なので注意!</p> </div>																					
変形期間 (当月1日が属する期間)	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">160時間 + 42時間 = 202時間</p> </div>																							
従業者の職種・員数	職種	専従・兼務の別	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">サービス提供時間 7時間×20日 = 140時間 ①</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">11人を超えた日 7時間×9日 = 63時間 ②</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">配置が必要なサービス提供時間</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">① + ② = 203時間</p> <p style="text-align: center; color: gray; font-weight: bold;">足りない・・・</p> </div>																					
常勤(人)	①	②																						
非常勤(人)	③	④																						
当該職種の勤務延べ時間数																								
当該職種の常勤が勤務すべき時間数																								
常勤換算後の人数																								

月ごと（5週間）での計算方法 （※令和6年4月法改正後）



月ごと（5週間）での計算方法（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名														4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																		
	定員	10人	基準上の必要職員数	児童指導員、保育士 2名																																							
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
					日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
児発管 兼 管理者						8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8						168	33.6		
児童指導員 (常勤)						8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8						168	33.6		
児童指導員 (常勤)						8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8						168	33.6		
サービス提供時間		平日	14:00~18:00		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4														
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分																														対象職種:		労基届出									
変形期間 (当月1日が属する期間を記載)																														時間		分)											

常勤の勤務すべき時間数と実際に勤務できているかどうかを確認!

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		機能訓練担当職員		障害児保育士		その他		適宜、該当の職種を記載	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1												
非常勤(人)	③	④														
当該職種の勤務延べ時間数			168		336										←4週(又は1月)の合計数	
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			168		168										←4週(又は1月)の合計数	
常勤換算後の人数			1.0		2.0										←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数	



月ごと（5週間）での計算方法（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名																																			
	定員	10人	基準上の必要職員数					児童指導員、保育士 2名																																			
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週							4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日	月	日	月	日				
児発管 兼 管理者					8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	168	33.6							
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	168	33.6							
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8																										168	33.6							
サービス提供時間	平日		14:00~18:00		4	4	4	4	4																																		
	休日																																										
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分		1週: 40時間00分		労務形態労働時間制 無														4時間×21日=84時間		労基届出																						

次にサービス提供時間を確認!

4時間×21日=84時間

もし利用人数が11人以上になる場合は、サービス提供時間に指導員を追加しなければならない!
※計算方法は4週間での考え方と同じ

機能訓練担当職員		理学療法士等			
専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数+常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



日ごとでの計算方法 (※令和6年4月法改正後)



日ごとの計算方法（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 09月分)

サービス種類		事業所名																																				
定員	10人	基準上の必要職員数	児童指導員、保育士 2名																																			
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週		4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
サービス提供時間		平日	14:00~18:00	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	168	33.6							
児童管 兼 管理者				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	168	33.6						
児童指導員 (常勤)				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	168	33.6						
児童指導員 (常勤)				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	168	33.6						
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分		1週: 40時間00分																																		
変形期間(当月1日が属する期間を記載):				月 日~																																		
従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士																															
	専従・兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務																															
常勤(人)	①	②		1	2																																	
非常勤(人)	③	④																																				
当該職種の勤務延べ時間数			168		336																																	
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			168		168																																	
常勤換算後の人数			1.0		2.0																																	

日ごとの場合は、その日に人員が足りているかを確認！

もし利用人数が11人以上になる場合は、サービス提供時間に指導員を追加しなければならない！

※計算方法は4週間での考え方と同じ



まとめ

月ごと（4週・5週）の計算方法

- ・月の勤務時間の合計
- ・月のサービス提供時間の合計

日ごとの計算方法

- ・1日の勤務すべき時間
- ・その日のサービス提供時間

月ごとだとしても日ごとだとしても

もし利用人数が11人以上になる場合は、
サービス提供時間に指導員を追加しなければならない！

それぞれ確認したうえで
配置すべき時間数だけ勤務できているかを確認！



例題

月ごと（4週）での計算方法の例

- ・ 10人定員の施設
- ・ 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
- ・ サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）

勤務形態	実務経験	職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
			編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集
常勤・兼務	5年以上	児発管 管理者	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8
常勤・専従	5年以上	児童指導員	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8
非常勤・兼務	5年未満	児童指導員	4	4		4	休	休	4		4		4	休	休	4		4		4	休	休	4		4		4	休	休	4
非常勤・専従	5年未満	児童指導員	4		4		休	休	4	4		4		休	休	4	4	4	4		休	休		4	4	4	4	休	休	
職種別出勤者数																														
施設申し込み人数			11	10	10	11	0	0	10	10	10	10	11	0	0	10	10	9	10	11	0	0	11	10	9	10	11	0	0	10
サービス提供時間			4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4



例題

実際に計算してみてください！

参考様式 5

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

【児童福祉法】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 10月分)

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名	放課後等デイサービス														4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間													
	定員	10人	基準上の必要職員数					児童指導員、保育士 2名																															
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	火	水	木	
児発管 兼 管理者					8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8							160	40		
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8							160	40		
児童指導員 (非常勤)					4	4		4			4	4		4			4	4		4			4	4		4	4		4						52	13			
児童指導員 (非常勤)					4		4				4	4		4			4	4	4	4																52	13		
サービス提供時間		平日	14:00~18:00			4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4									
		休日																																					
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分 1週: 40時間00分			変形労働時間制 無 (1か月単位・1年単位)														対象職種:					労基届出															
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日~ 月 日			左の期間の常勤の勤務すべき時間数:														時間 分)																				

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等		←適宜、該当の職種を記載
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)	①	②		1	1										
非常勤(人)	③	④			1	1									
当該職種の勤務延べ時間数			160		264										←4週(又は1月)の合計数
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160										←4週(又は1月)の合計数
常勤換算後の人数			1.0		1.6										←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



例題

ここから解説!

参考様式 5

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 10月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	放課後等デイサービス							事業所名		放課後等デイサービス														4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間											
	定員	10人	基準上の必要職員数					児童指導員、保育士 2名																														
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	火	水	木
児発管 兼 管理者					8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8			160	40		
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8			160	40		
児童指導員 (非常勤)					4	4		4			4	4		4			4	4		4			4			4	4		4			4			52	13		
児童指導員 (非常勤)					4		4				4	4		4			4	4		4						4	4		4						52	13		
サービス提供時間		平日	11:00~18:00		4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4			4								
		休日																																				
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分		1週: 40時間00分																																		
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日		月 日		左の期間の常勤の勤務すべき時間数:		時間		分																												

まずは常勤の勤務すべき時間数を確認!

従業員の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等		←適宜、該当の職種を記載
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)	①	②		1											
非常勤(人)	③	④			1										
当該職種の勤務延べ時間数			160	264											←4週(又は1月)の合計数
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160	160											←4週(又は1月)の合計数
常勤換算後の人数			1.0	1.6											←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



例題

参考様式 5

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 10月分)

サービス種類	放課後等デイサービス				商業施設				放課後等デイサービス				その他							
定員	10人	基準上の必要職員数																		
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	1	2	火	水	1	2	火	水	1	2	火	水	1	2	火	水
児発管 兼 管理者					8	8														
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8	8	8									
児童指導員 (非常勤)					4	4	4		4	4										
児童指導員 (非常勤)					4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
サービス提供時間	平日	14:00~18:00			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	休日																			
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分 1週: 40時間00分				変形労働時間制				無 (1か月単位・1年単位)				対象職種:				労基届出			
変形期間(当月1日が属する期間を記載):					月 日~				月 日				左の期間の常勤の勤務すべき時間数:				時間 分)			

サービス提供時間 4時間×20日 = 80時間 ①

11人を超えた日 4時間×6日 = 24時間 ②

配置が必要なサービス提供時間

① + ② = 104時間

次に配置が必要なサービス提供時間を確認！
※11人以上利用している日は色を付けています

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等		←適宜、該当の職種を記載
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)	①	②		1	1										
非常勤(人)	③	④			1	1									
当該職種の勤務延べ時間数			160		264										←4週(又は1月)の合計数
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160										←4週(又は1月)の合計数
常勤換算後の人数			1.0		1.6										←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



例題

参考様式 5

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2024年 10月分)

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	放課後等デイサービス				商業施設				放課後等デイサービス				その他			
定員	10人	基準上の必要職員数														
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	1	2	火	水	1	2	火	水	1	2	火	水
児発管 兼 管理者					8	8										
児童指導員 (常勤)					8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
児童指導員 (非常勤)					4	4	4		4	4	4				4	4
児童指導員 (非常勤)					4	4			4	4	4				4	4
サービス提供時間	平日	14:00~18:00			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	休日															
常勤職員の勤務すべき時間数	1日: 8時間00分 1週: 40時間00分				変形労働時間制 無 (1か月単位・1年単位)				対象職種: 児童指導員							
変形期間(当月1日が属する期間を記載):					月	日	月	日	左の期間の常勤勤務すべき時間数:							
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> サービス提供時間 4時間×20日 = 80時間 ① 11人を超えた日 4時間×6日 = 24時間 ② 配置が必要なサービス提供時間 ① + ② = 104時間 </div>					<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 52時間 52時間 104時間 </div>											
従業者の職種・員数	専従・兼務		適宜、該当の職種を記載													
常勤(人)	①	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> そして2人目以降の指導員の勤務時間を見ていく! </div>														
非常勤(人)	③	④														
当該職種の勤務延べ時間数			160	264												
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160	160												
常勤換算後の人数			1.0	1.6												

他事業所での合計勤務時間

←4週(又は1月)の合計数
 ←4週(又は1月)の合計数
 ←勤務延べ時間数+常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数





THANK YOU FOR YOUR TIME

ご不明な点はお気軽にお尋ねください

